

# 出産に伴う給付制度のご紹介

当組合では、安心して出産・育児に向き合えるよう、休業中の収入補填・出産費用の補助・保険料負担の軽減の3つの制度を用意しています。

いずれも当組合へ申請が必要になりますので、お忘れのないようお願いいたします。



## 1. 産前産後休業給付金

### 対象となる方

(次の①～③の条件をすべて満たしている方)

- ① 組合員「本人」が出産したこと(当組合の加入区分が「家族」の方は対象外)
- ② 妊娠85日(4か月)以上の出産であること(早産、死産、流産、人工妊娠中絶も含む)
- ③ 令和7年4月1日以降に産前産後休業を取得していること

### 支給金額

税理士・勤務税理士・職員 **日額 2,000円**

### 支給対象期間

組合員が、「出産の予定日以前42日目(多胎妊娠の場合は98日目)」から「出産の日の翌日以後56日目」までの範囲内で休業した期間について支給されます。また、予定日より遅れて出産した場合は、実際に出産した日までの期間も支給されることになります。

※短時間でも就労した日については、支給になりません。

### 申請及び振込先

事業主の証明を受けたのちに組合員が申請、組合員へ支給

## 2. 出産育児一時金

### 対象となる方

当組合に加入している出産(妊娠85日以上)の早産、死産、流産、人工妊娠中絶も含む)された被保険者(組合員及び家族の方)

### 支給金額

税理士・勤務税理士 **700,000円** 職員・家族 **600,000円**

多胎児を出産したときは、胎児の人数分支給されます。

### 申請及び振込先

組合員が申請、組合員へ支給

## 3. 産前産後期間の保険料免除

### 対象となる方

当組合に加入している出産(妊娠85日以上)の早産、死産、流産、人工妊娠中絶も含む)又は出産予定の被保険者

### 免除期間

産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間) **対象者本人**の保険料が免除されます。

### 申請及び振込先

事業主が申請、保険料引落から免除又は返戻

必要書類や制度の詳細は当組合ホームページをご確認ください。  
また、当組合が出産を把握している方(直接支払制度又は受取代理制度を利用した方)には、申請に関するご案内を送付予定です。

